

令和6年4月 総合事業サービスコードの改正内容について

報酬告示の留意事項通知（介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について）の「第1 報酬告示の性格」において、基本的な考え方が以下のとおり示されている。

1 現行相当サービス

報酬告示に定める基本単位数の変更（単位数の引上げを含む。）のみが可能であり、報酬告示に定めのない加算や減算の設定を行うことはできない。

2 市基準サービス

報酬告示に定める基本単位数の変更、報酬告示に定めのない加算や減算の設定等、市町村による柔軟な設定が可能である。

以上を踏まえて、現状で事業所がおかれている状況を勘案し、訪問型サービス及び通所型サービスについてそれぞれ次のとおり設定することとする。

総合事業 訪問型サービス

1 基本単位数

訪問介護と異なり、基本単位数の減額改定はしない。

- 現行相当 以前と同じ単位数とする。
- 市基準 以前と同じ単位数とする。(現行相当の95%の単位数)

2 高齢者虐待防止措置未実施減算【新規】

運営基準上必要となっている高齢者虐待防止のための取組が未実施である場合、減算する。(訪問介護と同じ内容)

- 現行相当 報酬告示のとおり設定する。【所定単位数の1%の減算】
- 市基準 運営基準上、高齢者虐待防止措置の実施は必須であることから、同様に設定する。【所定単位数の1%の減算】

3 業務継続計画未策定減算【新規】

運営基準上必要となっている業務継続計画の策定等の取組が未実施である場合、減算する。(訪問介護と同じ内容。令和7年3月31日までは減算しない。)

- 現行相当 報酬告示のとおり設定する。【所定単位数の1%の減算】
- 市基準 運営基準上、業務継続計画の策定等は必須であることから、同様に設定する。【所定単位数の1%の減算】

4 同一建物減算【(2)(3)は新規】

- (1) 事業所と同一敷地内建物等に居住する方や、1月当たりの利用者が20人以上いる建物の方に対してサービスを提供する場合、所定単位数の10%を減算する。(訪問介護と同じ内容)
- (2) (1)のうち、1月当たりの利用者が50人以上いる建物の方に対してサービスを提供する場合、所定単位数の15%を減算する。(訪問介護と同じ内容)
- (3) 正当な理由なく、前6月間に提供したサービスの総数のうち、事業所と同一敷地内や隣接する敷地内に所在する建物に居住する方(2)に該当する場合を除く)に提供したサービスの回数の割合が90%以上である場合、所定単位数の12%を減算する。(訪問介護と同じ内容)

- 現行相当 報酬告示のとおり(1)~(3)を設定する。
- 市基準 以前から同一建物減算を設定していたことから、同様に設定する。

5 生活機能向上加算【変更】

事業所職員と外部のリハビリテーション専門職や医師が連携してアセスメントを行い、計画書を作成した場合等に加算する。(訪問介護と同じ内容)

●現行相当 以前と同じ単位数で設定する。【Ⅰは100単位、Ⅱは200単位】

○市基準 加算の設定により、事業所の取組によってはサービスの充実・報酬の増額が可能となることから、同様に設定する。【Ⅰは100単位、Ⅱは200単位】

6 口腔連携強化加算【新規】

口腔の健康状態の評価を実施した際、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して当該評価の結果の情報提供を行った際、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(訪問介護と同じ内容)

●現行相当 報酬告示のとおり設定する。【50単位】

○市基準 加算の設定により、事業所の取組によってはサービスの充実・報酬の増額が可能となることから、同様に設定する。【50単位】

7 介護職員等処遇改善加算【変更】

令和6年6月から、現在の処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算を一本化する。(訪問介護と同じ内容)

●現行相当 報酬告示のとおり設定する。

○市基準 現行相当と同じ内容で設定する。

総合事業 通所型サービス

1 基本単位数

国の報酬告示によって運動器機能向上加算が基本単位数に含まれることとなったが、報酬告示どおりの単位数を設定した場合、これまで運動器機能向上加算を算定していた事業所では全体の報酬金額としては減額となる。

また、このほかにも事業所評価加算の廃止、送迎未実施減算の設定義務付けなど報酬が減額となる要素が多く含まれる改定となっているため、現行相当の基本単位数については報酬告示より多い単位数を設定する。

ただし、次期制度改正等の今後の状況を踏まえて、変更する場合がある。

●現行相当 以前と同じ単位数＋225単位（運動器機能向上加算相当分）

○市基準 以前と同じ単位数とし、運動器機能向上加算は市独自加算として残す。
（詳細は、「5 運動器機能向上加算」の項目に記載）

2 高齢者虐待防止措置未実施減算【新規】

運営基準上必要となっている高齢者虐待防止のための取組が未実施である場合、減算する。（通所介護・地域密着型通所介護と同じ内容）

●現行相当 報酬告示のとおり設定する。【所定単位数の1%の減算】

○市基準 運営基準上、高齢者虐待防止措置の実施は必須であることから、同様に設定する。【所定単位数の1%の減算】

3 業務継続計画未策定減算【新規】

運営基準上必要となっている業務継続計画の策定等の取組が未実施である場合、減算する。（通所介護・地域密着型通所介護と同じ内容。感染症の予防及びまん延の防止のための指針と非常災害に関する具体的計画が策定できている場合、令和7年3月31日までは減算しない。）

●現行相当 報酬告示のとおり設定する。【所定単位数の1%の減算】

○市基準 運営基準上、業務継続計画の策定等は必須であることから、同様に設定する。【所定単位数の1%の減算】

4 送迎未実施減算【新規】

送迎を実施しない利用者について、基本単位数を減算する。（通所介護・地域密着型通所介護と同じ内容）

●現行相当 報酬告示のとおり設定する。【－47単位（片道）】

- 市基準 市基準の利用者は自己送迎の方が多く、減算を設定した場合、送迎が必要でない方も送迎を実施してしまうなど、残存機能を生かしたサービス提供を行うインセンティブを阻害する恐れがあるため設定しない。

5 運動器機能向上加算【変更】

機能訓練指導員を配置の上、利用者の運動器の機能向上を目的として個別の機能訓練を実施し、利用者の新進の状態の維持・向上に資する取り組みを実施している場合等に加算する。

- 現行相当 報酬告示のとおり廃止する。【基本単位数に含める】
- 市基準 人員配置基準上、機能訓練指導員の配置を求めていることから、市独自加算として残す。【225単位】
 - ※ 市独自加算となるためA7のコードで設定しているが、A6の基本単位数や各種加算と同時に請求を行うことが可能。

6 一体的サービス提供加算【新規】

これまで「選択的サービス複数実施加算」として、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施していた場合に加算するものであったが、今後は「一体的サービス提供加算」として、栄養改善サービスと口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に加算する。

- 現行相当 報酬告示のとおり設定する。【480単位】
- 市基準 以前は選択的サービス複数実施加算の設定はないものの、加算の設定により、事業所の取組によってはサービスの充実・報酬の増額が可能となることから、同様に設定する。【480単位】

7 事業所評価加算【廃止】

各種要件を満たしている事業所において、評価対象となる期間において利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合、翌年度から加算する。

- 現行相当 報酬告示のとおり廃止する。
- 市基準 以前から設定していないため、変更なし。

8 介護職員等処遇改善加算【変更】

令和6年6月から、現在の処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算を一本化する。（通所介護・地域密着型通所介護と同じ内容）

- 現行相当 報酬告示のとおり設定する。
- 市基準 現行相当と同じ内容で設定する。

令和6年4月 総合事業訪問型サービス 単位数等変更内容

項目	算定頻度	変更前		変更後	
		現行相当	市基準	現行相当	市基準
基本単位数 事業対象者・要支援1（週1回程度）	1月につき	1,176単位	1,117単位	1,176単位	1,117単位
基本単位数 事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	1月につき	2,349単位	2,231単位	2,349単位	2,231単位
基本単位数 事業対象者・要支援2（週3回以上）	1月につき	3,727単位	—	3,727単位	—
新規 高齢者虐待防止措置未実施減算	1月につき	—	—	1%減算	1%減算
新規 業務継続計画未策定減算	1月につき	—	—	1%減算	1%減算
同一建物減算 同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者20人以上）	1月につき	10%減算	10%減算	10%減算	10%減算
新規 同一建物減算 同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）	1月につき	—	—	15%減算	15%減算
新規 同一建物減算 同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上	1月につき	—	—	12%減算	12%減算
変更 生活機能向上加算（Ⅰ）	1月につき	100単位	—	100単位	100単位
変更 生活機能向上加算（Ⅱ）	1月につき	200単位	—	200単位	200単位
新規 口腔連携強化加算	1月につき	—	—	50単位	50単位

※このほか、処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算については令和6年6月から一本化される。

令和6年4月 総合事業通所型サービス 単位数等変更内容

項目	算定頻度	変更前		変更後		
		現行相当	市基準	現行相当	市基準	
変更	基本単位数 現行相当 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1月につき	1,672単位	—	1,897単位	—
変更	基本単位数 現行相当 事業対象者・要支援2（週2回程度）	1月につき	3,428単位	—	3,653単位	—
変更	基本単位数 現行相当 要支援2（週1回程度）	1月につき	1,714単位	—	1,939単位	—
	基本単位数 市基準 3時間未満 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1月につき	—	1,504単位	—	1,504単位
	基本単位数 市基準 3時間未満 事業対象者・要支援2（週2回程度）	1月につき	—	3,085単位	—	3,085単位
	基本単位数 市基準 3時間未満 要支援2（週1回程度）	1月につき	—	1,619単位	—	1,619単位
	基本単位数 市基準 3時間以上 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1月につき	—	1,579単位	—	1,579単位
	基本単位数 市基準 3時間以上 事業対象者・要支援2（週2回程度）	1月につき	—	3,239単位	—	3,239単位
	基本単位数 市基準 3時間以上 要支援2（週1回程度）	1月につき	—	1,619単位	—	1,619単位
新規	高齢者虐待防止措置未実施減算	1月につき	—	—	1%減算	1%減算
新規	業務継続計画未策定減算	1月につき	—	—	1%減算	1%減算
新規	送迎未実施減算	片道につき (1回あたり)	—	—	-47単位	—
変更	運動器機能向上加算	1月につき	225単位	225単位	— (基本単位数 に含まれる)	225単位
新規	一体的サービス提供加算	1月につき	—	—	480単位	480単位
廃止	選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	1月につき	480単位	—	—	—
廃止	選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	1月につき	700単位	—	—	—
廃止	事業所評価加算	1月につき	120単位	—	—	—

※このほか、処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算については令和6年6月から一本化される。